

令和2年12月18日
群馬県教育委員会
総務課 (内) 4525
高校教育課 (内) 4643

平成31年2月1日県立高等学校生徒死亡事案に係る調査結果の答申について

1 経緯

- 当該事案(※1)の発生を受け、当該校で実施した基本調査(※2)を経て、教育委員会では、附属機関である群馬県いじめ問題等対策委員会(以下「第三者委員会」という。)に、調査審議を諮問(平成31年4月24日)(※3)。
- 平成31年4月以降、これまで23回にわたり第三者委員会を開催し、事実関係の検証、事実認定、当該生徒の死亡に至る過程や心理の検証、再発防止策について詳細調査を実施してきた。

(※1) 当該事案：平成31年2月1日(金)午後6時50分頃、県立高等学校2年に在籍する女子生徒が、上毛電気鉄道大胡一樋越間の踏切で西桐生発中央前橋行き上り電車にはねられ、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。

(※2) 基本調査結果：当該生徒が「フラワー装飾技能士検定」の試験を控え、授業が辛いと感じていた時期があったこと、学校行事を巡るクラスメートとのトラブルの中で一部の言動にいじめに該当する行為が確認されたことなどが報告された。また、当該生徒が亡くなったことと基本調査で把握できたことの因果関係の有無を判断するには、専門的な観点から、さらなる調査が必要であるとの考えが示された。

(※3) 諮問：本事案については、亡くなられた生徒の御両親から学校におけるいじめが要因と指摘されており、詳細調査の実施に当たっては、御両親の御意向に加え、県教育委員会としても、事実関係の検証と再発防止を進めていくため、詳細調査を行う必要があるとの考えから、教育委員会会議において附属機関である「第三者委員会」での調査を決定した。

(参考) 群馬県いじめ問題等対策委員会(第三者委員会)委員 R1.10.23現在

区分	職種	氏名	備考
委員長	弁護士	小磯正康	
委員長職務代理者	教育関係者	吉田浩之	大学教授
委員	精神科医	福田正人	大学教授
委員	保護者	大津豊美	PTA関係
臨時委員	臨床心理士	猶原宗雄	
臨時委員	弁護士	池末登志博	

2 調査結果の概要

(1) 調査方法等

御遺族に説明し了解を得た上で、委員会で調査計画を決定して実施。当該校で実施した基本調査結果の検証のほか、聴き取り調査、アンケート調査を次のとおり実施した。

<聴き取り調査>

対象者		人数
御遺族		2名
学校関係者	教職員（校長、教頭、教諭等）	11名
	生徒（クラス生徒）	13名
学校以外の関係者	中学校関係者	6名
	医療機関	2名
県教育委員会		4名

<アンケート調査>

調査対象者	配付数	回答数	回収率
① クラス生徒	38	21	55.3%
② 部活動で関わりがあった生徒	20	9	45.0%
計	58	30	51.7%

(2) 本件生徒に対するいじめ（遺族の訴えるいじめ）について

結果：学校による基本調査で認定された「いじめ(以下の(イ)に該当)」以外の新しいいじめの認定はなかった。

※法律上の「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条）

学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」）に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(ア) 「ハダカデバネズミ」と言われたことについて → 認定できない

(イ) 学校行事の予餞会での配役を巡るトラブルについて → 認定

・ 本件生徒から「死ねと言われた。」と指摘された事実については確認できなかった。

・ しかし、同級生から、配役が「何であいつなんだ」、「ちがくない」等の本件生徒を非難する悪口を言った事実並びにこれにより本件生徒が苦痛を感じていた事実を認定できることから、いじめと認定。

(ウ) 本件生徒に宛てた手紙について → 認定できない

(エ) 本件生徒への悪口、陰口について → 認定までには至らない

- ・ 本件生徒に対する悪口、陰口があった事実及びこれを本件生徒が苦痛に感じていた事実が存在した可能性は否定できない。
- ・ しかし、各悪口、陰口の行為について、その日時場所、悪口、陰口を言った者、その内容については不明確であり、また本件生徒がどの行為に苦痛を感じていたかを特定することができないため、具体的な行為をいじめに認定するまでには至らない。

(オ) 本件生徒が残した27枚のメモについて → 認定できない

(カ) 本件生徒の友人が作成した「まとめ」について → 認定できない

(3) 本件生徒の自死の要因について

いじめと認定された事実による苦痛の影響があったとしても自死の要因としては主要なものではなく、いじめと認定されなかった事実についての苦痛の影響やその他の要因の影響も認められる。

(4) 学校及び教育委員会の対応における問題点

(ア) 学校

生徒の自死防止に備えた対応、いじめの正確な認知、いじめの重大事態への対処の備えなどについて、教職員の理解や組織的な対応などについて、適切な対応ができていなかったことから、問題点として指摘した。

(イ) 教育委員会

いじめの防止、いじめの早期発見、重大事態への対処、学校におけるいじめ対策組織の活動について、各学校で実効性が高まるような対策を講じる必要がある。

(5) 再発防止に向けた関係者への提言

(ア) 学校への提言

㊦ いじめ防止に関して

- ・ 教職員がいじめの正確な認知ができるよう徹底した研修等を行うべき。
- ・ いじめに関する取り組み内容等が記載された学校基本方針及び「いじめ防止マニュアル」について、教職員全体が理解を深めるよう必要な会議や研修を行うべき。
- ・ いじめ相談や情報を得た後、速やかに保護者に報告し連携を図るべき。
- ・ 学校いじめ対策組織を実質的に機能させるべき。

㊧ 自死防止等に関して

- ・ 自死防止に関する通知等の周知を徹底するとともに相当な時間をかけて校内研修を実施すべき。
- ・ 自死未遂が発生した場合、誰が、どのように対応し、学校内において情報を共有するか、保護者との連携をどうするか、医療機関等へつなげるべきか等について、学校組織としての対応を予め定めておくべき。

(イ) 教育委員会への提言

㊦ いじめ防止に関して

- ・各学校に、いじめに対する取り組み等に関する問題意識、それに伴う実践的活動がなされているか確認し、各学校における実効化を深化させるよう努める必要がある。

㊧ 自死防止等に関して

- ・形骸化することのないよう、各学校の実情を確認し、適宜の指導を行う必要がある。
- ・自死未遂について、各学校における具体的対応について指針を示すべき。

(ウ) その他

- ・人員配置（増員を含む）や教員等の職務分担の見直し等の体制整備を行うよう努める必要がある。